

岩手県告示第393号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年5月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 下閉伊郡田野畑村羅賀193番1の一部
- 2 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市長田町6番2号 岩手県土地開発公社